

## 「法の支配」と「力の論理」

安全保障問題研究会委員  
上智大学国際関係研究所長  
安野 正士

A市には治安の悪い地区BとCがあってそれぞれ違うマフィアの縄張りとなっており、夜間は犯罪が多発する。この場合、B、C地区に住む一般住民が、「私には自由に外出する権利があるから」と言って夜間に一人歩きするのは愚かなことだし、他人が両地区の住民に一人歩きを推奨するのは無責任である。警察としても、外出する住民に護衛を付けられるのであれば、夜間の外出を控えるよう呼びかけるのが正しい対応だろう。

もっと一般的に、警察は二つのマフィアにどういう方針で臨むべきか。法律論から言えば、直ちに両方の撲滅を図るべきだろう。街に法が施行されない地区、住民の権利が守られない地区などあって良いわけがない。しかし、もし警察に両方を一気に取り締まる実力がなかったらどうだろう。取り締まっても力不足で失敗する可能性もあるし、元々あまり仲の良くない二つのマフィアの協力を強めてしまうかもしれない。そうした場合、むしろマフィアの一方と手を打ち、その協力を取り付けてもう一つのマフィアを叩き、その勢力を減じるべきではないか。法的には邪道だし、マフィアの縄張りとして残る地区に住む住民には気の毒だが、多くの住民の安全を確保するためにはやむを得ない場合もあろう。

ホブズは、「真理ではなく権威が法をつくる」と述べた。「法の支配」といっても、抵抗を排して法規範を実現する強制力の裏付けがなければ、画に描いた餅である。強制力を一手に独占する中央政府がない国際社会では、法の支配にもおのずと限界がある。政府がマフィアを叩き潰す実力をもたない場合、法律を一方的に適用することはできず、マフィアとでも交渉するほかない。

冷戦時代西側は、こうした「力の論理」を踏まえて外交政策を展開していた。ソ連マフィアの縄張りに住む人々に対しては、同情しつつも、「あなた方の地区は治安が悪いのだから無理するな」という態度を示していたし、ソ連と中共という二つのマフィアが抗争を起こすと、台湾を犠牲にして中共マフィアと手を打ち、ソ連に圧力をかけた。こうした政策が奏功したこともあり、1980年代後半にはソ連マフィアは町の法律を守る方針に転換し、1991年にはマフィア自体が解散してしまった。ソ連マフィアの影響下で結成された中共マフィアもやり方を改めるように見えた。こうした状況の下では、法の支配が今後は町全体に広まる、と考えられるようになったのも無理からぬことだった。

しかし、一旦「法の支配」が原則に祭り上げられると、力の論理に即した現実的議論は困難になりやすい。11年前サンフランシスコ近郊に滞在していた折、隣町の治安の悪い地区で、深夜に一人歩きしていた20代の女性が男に誘われて車に乗ったところ、男の自宅に連れ込まれて暴行される事件があった。男が悪いのは当然として、ネット上では「深夜に一人で出歩くからだ」、「車に乗り込む女性もどうかしている」といった意見が見られた。これに対して「専門家」からは、「被害女性にも責任があったかのような言い方をすることはセカンドレイプに当たるので避けるべき」というコメントがなされていたと記憶する。

法的にも倫理的にも女性の行動に瑕疵はない。深夜に一人歩きすることも、車に乗り込むことも、性交渉への同意を意味するものではなく、一旦与えた同意でも取り下げが可能だからだ。被害に遭った女性の傷口に塩をすりこむようなコメントをするのも趣味が良いとは言えない。しかし、女性の権利を守ろうとするあまり、自衛の観点から不用意ともみえる行動に疑念を呈すること自体を不当として封じてしまえば、「どうすれば暴行被害を避けられるか」という現実的議論は自由にできなくなり、「夜間の一人歩きを避ける」、「知らない人の車には乗らない」といった常識的対策はなおざりにされ、犯罪から身を守るという女性の実質的利益は毀損されることになるだろう。

冷戦後ウクライナに起きたこともこれと似ている。冷戦後、西側諸国は、「力の論理」をレトリックの上では捨て去り、「法の支配」が国際社会全体に及んでいるかのように振舞うようになった。旧ソ連圏諸国に対しても、「法の支配の時代が来ました。皆さんも自分の権利を自由に行使してください」と呼びかけたのである。NATOに加盟した国はそれでよかった。警察の護衛がつくようになったのだから。しかし、ウクライナやジョージアに対しては、結果として「護衛をつけないまま自由な行動を呼びかける」形になった。ロシアマフィアが周辺に勢力圏を設定しようとしていることは明らかだったが、米国は「主権国家には外交政策の自由がある」という原則論を繰り返した。長らくロシアの支配に苦しんできた人々に改めて「慎重な行動」を呼びかけることは「セカンドレイプ」に当たる、とされたのである。完全な独立を求める旧ソ連圏の人々の心情は理解できる。しかし、乱暴な言い方をするなら、西側がウクライナに対してしたことは、治安の悪い地区の住民に「自由に歩いても大丈夫」と呼びかけたのと変わらない。歴史の経験に照らせば、西側の圏域をウクライナにまで拡大することがリスクの高い政策であることは明らかだった。

「力の論理」だけから見れば、西側のやり方は大戦略としても誤っていた。2000年時点で既に中国は経済規模でロシアの5倍、軍事支出でも2倍となっていた。ソ連の遺産を引き継ぐ核大国ロシアの力は経済規模や単年度の軍事支出だけでは測りきれないし、中国が西側経済にとって欠かせない存在になっていたのも確かだが、中国は西側の主導する国際秩序にとって、中長期的にロシアよりも大きな脅威となりうる存在だった。露中二つのマフィ

アがいる街で、しかも西側の優位が崩れてきた状況では、主要な敵に対抗するため、主要でない敵と妥協する方策を考えてもよかったのではないか。米国の防衛コミットメントを広げすぎない政策が必要だったのではないか。それともロシアは「韓国と大して変わらぬ経済規模だから無視しても構わない」相手だったのだろうか。米国とかなり対等に近い力を蓄えた中国が力による現状変更の姿勢を強めた 2010 年代以降、西側としてはロシアを中国側に追いやらない戦略を考えてもよかったはずだが、そうした戦略を公然と追求していた西側のリーダーは安倍総理くらいだった。中露接近で割を食ったのは中露双方と境界を接する日本である。

難しいのは、力の論理を正面に出すことの危険も大きいことだ。西側陣営は、「民主主義体制と経済的相互依存、国際法や国際組織を組み合わせることで、主権国家体制に特徴的な力の論理を克服し、国家間に永続的な平和と協力関係を築きうる」という信念で結ばれた諸国の共同体である。西側の繁栄は、法の支配に基づく国際秩序を基盤として達成されてきた。この国際秩序が米国の力によって守られてきたことは誰も否定しない事実だが、米国の力はこの秩序全体を一体として守るべきものと観念されており、米国の国益に従って「ある時には東アジアを捨てて欧州を守り、別の時には欧州を犠牲にしてアジアを守る」ようなやり方は、西側陣営の存立基盤である民主国家の連帯を掘り崩す危険をはらんでいる。特に現在のように領土不可侵の原則が破られた状況では、法の支配と力の論理を折り合わせることは容易ではない。

法の支配にコミットした民主国家の共同体を全体として守る。武力による領土変更は決して許さない。それが望ましいことは間違いないし、米国や西側の力が圧倒的だった時代にはそれは可能でもあった。しかし、相対的に力が低下し、国内的にも分断に引き裂かれた現在の西側諸国の力には限界がある。そうである以上、米国としては、きれいごとをかなぐり捨て、必要ならマフィア(の一部)と妥協し、周辺的な利益は切り捨てても、米国にとって一番大切な利益を守っていくほかない。トランプ政権の復活は、米国が世界に向けてそのように宣言したことを意味している。

法の支配に基づく国際社会の存続は我が国にとって死活的に重要だが、原則論一辺倒の戦略には落とし穴がある。法の支配には力の基盤が必要であり、西側の力は無限ではないからだ。我が国としては、引き続き同志国と連携して、国際社会における法の支配の維持に力を尽くす一方、力の論理を無視した原則論の暴走にはブレーキをかけ、「法の支配」の領域に力の論理が浸透してくる局面では、自国にとって死活的な安全保障上の利益が確保されるよう、したたかに動くことも必要となるのではないだろうか。